

船舶事故等調査報告書

平成26年12月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014神第103号
事故等種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成26年2月20日 01時30分ごろ
発生場所	石川県金沢港西北西方沖 石川県金沢市所在の大野灯台から真方位282° 18.6海里付近 （概位 北緯36° 40.8′ 東経136° 13.6′）
事故等調査の経過	平成26年8月25日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 ^{かいえい} 海栄丸、9.7トン
船舶番号、船舶所有者等	IK2-5031（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士 甲板員A、操縦免許なし
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長、甲板員A及び甲板員Bが乗り組み、金沢港西北西方沖において、かけ回し式による底びき網漁を操業中、機関を中立として停船し、甲板員Bが標識（漁具の投入場所の目印となる浮き）を海に投入した後、操舵室で操船を行っていた甲板員Aが、引き索を繰り出そうとして機関を前進にかけたところ、平成26年2月20日01時30分ごろ、引き索がプロペラに絡まり、停船した。 甲板員Aは、プロペラから引き索を外そうとしたものの、絡みを解くことができず、自力航行を諦め、無線で僚船に救助を要請し、本船は、僚船にえい航されて23時ごろ金沢港に到着した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風速 約2～3m/s 海象：波高 約1m
その他の事項	本インシデント時、乗組員は、船長が船首甲板で漁獲物の仕分けを、甲板員Aが操舵室で操船を行っており、甲板員Bが、船尾甲板で漁具の操作に当たっていた。 甲板員Aは、機関を前進にかける際、引き索の状況を甲板員Bに確認していなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象等の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、金沢港西北西方沖において、底びき網漁を操業中、標識が

	<p>海に投入されたので、甲板員Aが、標識につながった引き索を繰り出そうとして機関を前進にかけたことから、引き索がプロペラに絡まり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、機関を前進にかける際に引き索の状況を甲板員Bに確認していなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、夜間、本船が、金沢港西北西方沖において、底びき網漁を操業中、甲板員Aが、標識につながった引き索の状態を確認せず、引き索を繰り出そうとして機関を前進にかけたため、引き索がプロペラに絡まったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操船者は、引き索の状態を他の乗組員に確認させ、プロペラに海中の引き索が巻き込まれるおそれがないことを確認してから発進させること。